

申請者の誓約書  
(企業単独型技能実習)

次の技能実習生に技能実習を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。

技能実習生の氏名(国籍(国又は地域))	
---------------------	--

記

【誓約事項】

1 技能実習生が乗り組む漁船と確実に連絡をとれるよう、次のとおり、通信手段を確保しています。

漁船名： \_\_\_\_\_

通信手段： \_\_\_\_\_

2 技能実習生の数については、漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(平成29年農林水産省告示第937号。以下「農林水産省告示」という。)第3条に定める人数に従います。

3 上記のほか、農林水産省告示及び技能実習に関する法令に違反することは決して致しません。万一、当該告示及び法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名



申請者の誓約書  
(団体監理型技能実習)

次の技能実習生に技能実習を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。

技能実習生の氏名(国籍(国又は地域))	
---------------------	--

記

【誓約事項】

- 1 技能実習生が乗り組む漁船と監理団体との間で確実に連絡をとれるよう、次のとおり、通信手段を確保しています。

漁船名： \_\_\_\_\_

通信手段： \_\_\_\_\_

- 2 技能実習生の数については、漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(平成29年農林水産省告示第937号。以下「農林水産省告示」という。)第3条に定める人数に従います。
- 3 上記のほか、農林水産省告示及び技能実習に関する法令に違反することは決して致しません。万一、当該告示及び法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

